

○豊明市総合計画審議会規則

平成25年3月28日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊明市総合計画条例（平成25年豊明市条例第4号）第5条第2項の規定に基づき、豊明市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 教育委員会の委員
- (2) 農業委員会の委員
- (3) 市内の公共的団体の役員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市民から公募した者
- (6) その他市長が必要と認める者

(役員)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る調査及び審議が終了するまでとする。ただし、委員が第2条第2項の各号に掲げる要件を満たさなくなったときは、当該委員を辞したものとする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。